# 会　議　録

| | |
|---|---|
| 会　議　名 | 平成 27 年度　第 1 回　目黒区環境審議会 |
| 日　　時 | 平成 27 年 8 月 3 日（月）午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分 |
| 会　　場 | 目黒区総合庁舎本館 2 階　大会議室 |
| 出　席　者 | 委員）河野委員、川原委員、松嶋委員、松田委員、倉田委員、伊原委員、<br>藤橋委員、日比野委員、後藤委員、百瀬委員、小田委員、原委員、<br>若林委員、香月委員、伊藤委員、髙徳委員、<br>合計　16 名 |
| | 区職員）環境清掃部長、環境保全課長、清掃リサイクル課長、清掃事務所長<br>合計　4 名 |
| 傍　聴　者 | ■有(　4 名)・　　無 |
| 配 布 資 料 | **（視察会資料）**　☆印：当日使用する資料<br>資料 27 - 1 - 1　目黒清掃工場事業概要<br>資料 27 - 1 - 2　目黒清掃工場環境報告書<br>資料 27 - 1 - 3　目黒清掃工場建替計画<br>資料 27 - 1 - 4　目黒清掃工場建替事業スケジュール<br>資料 27 - 1 - 5　環境影響評価手続きについて<br>資料 27 - 1 - 6　パワーポイント画面集（事業概要、操業状況説明用）<br>資料 27 - 1 - 7　環境影響評価書案説明会のご案内<br>☆資料 27 - 1 - 8　目黒清掃工場建替事業「環境影響評価書案」あらまし<br>資料番号なし　目黒清掃工場パンフレット<br>資料番号なし　ごみれぽ 23<br>**（事前配布資料）**<br>資料番号なし　環境影響評価書案－目黒清掃工場建替事業－<br>資料番号なし　環境影響評価書案－目黒清掃工場建替事業－資料編<br>☆資料番号なし　環境影響評価書案の概要－目黒清掃工場建替事業－<br>**（当日配布資料）**<br>☆資料 27 - 1 - 9　目黒区環境審議会委員名簿<br>☆資料 27 - 1 - 10　目黒区環境基本条例<br>☆資料 27 - 1 - 11　目黒区環境審議会規則<br>☆資料 27 - 1 - 12　第 7 期目黒区環境審議会議題一覧<br>☆資料 27 - 1 - 13　目黒清掃工場建替事業「環境影響評価案」説明用画面集<br>☆資料 27－1－14　目黒清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案に対する区長意見（案）について<br>☆資料 27 - 1 - 15　調査計画書に対する目黒区区長意見への対応について<br>☆資料 27－1－16　本日の議題についてのご意見<br>**（参考資料）**<br>目黒区環境基本計画（平成 24 年 3 月改定）本編／概要版<br>めぐろの環境（平成 26 年度版）本編／概要版 |

| | |
|---|---|
| 会 議 次 第 | 1　開　　会<br>2　委嘱状交付<br>3　区長挨拶<br>4　委員及び区出席者の紹介<br>5　会長、副会長の選出<br>6　会議について<br>（1）定足数の確認<br>（2）傍聴者の確認<br>（3）配布資料の確認<br>7　議題（報告事項）<br>（1）第７期目黒区環境審議会の主な議題内容について<br>（2）目黒清掃工場建替事業に係る環境影評価書案に対する区長意見(案）について（意見聴取）<br>8　そ の 他<br>9　閉　　会 |

| | |
|---|---|
| 会議の結果<br>及び<br>主要な発言 | **１　開　会**<br>会長選出まで環境保全課長が進行役を務める。<br>**２　委嘱状交付**<br>区長から各委員の自席にて委嘱状を交付。<br>**３　区長あいさつ**<br>**４　委員及び区側出席者の紹介**<br>**５　会長、副会長の選出**<br>倉田委員を会長に選出。会長からの推薦により、伊原委員を副会長に選任。<br>**６　会議について**<br>○環境保全課長<br>（１）出席者数が定足数に達していることを確認。<br>（２）傍聴者への配布資料の一部は、返却していただくことを確認。<br>（３）配布資料の確認<br>**７　議題(報告事項)**<br>**（１）第７期目黒区環境審議会の主な議題内容について**<br>○環境保全課長<br>（資料２７－１－１２に基づき、説明を行った。）<br>○ 会長<br>事務局からの説明について気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。<br>○全員異議なし<br><br>**（２）目黒清掃工場建替事業に係る環境影響評価案に対する区長意見(案)について（意見聴取）**<br>○会長<br>本日、皆様には、「目黒清掃工場建替事業に係る環境影響評価案に対する区長意見（案)」について時間をかけて議論していただき、区が提出する区長意見（案）に対し、いろいろご意見をいただきたい。<br>早速、区長意見（案）について事務局から説明をお願いしたい。より深く議論していくために、目黒区環境審議会規則第８条に規定の意見聴取に基づき、環境影響評価書案の作成者である東京二十三区清掃一部事務組合から環境影響評価書案の清掃工場建替事業の位置づけを含めた説明をお願いしたい。<br>－ 東京二十三区清掃一部事務組合　入室 －<br>○環境保全課長<br>区長意見（案）については、後ほど私から説明を行うが、まず環境影響評価書案の具体的な内容は、東京二十三区清掃一部事務組合の建設部計画推進課長から説明を行う。<br>○東京二十三区清掃一部事務組合 建設部計画推進課長<br>（資料２７－１－１３に基づき、説明を行った。）<br>○会長<br>東京二十三区清掃一部事務組合からの説明について、気づいた点や質問があれば発言 |

| | |
|---|---|
| 会議の結果<br>及び<br>主要な発言 | をお願いしたい。<br>　なお、この評価書案についての質疑応答終了後、東京二十三区清掃一部事務組合は退出するため、内容に関しての質疑等は、この場でお願いしたい。<br>○委員<br>　工事の初期段階の騒音・振動について、一番懸念している。例えば、一軒家を建替える際も初期段階では騒音・振動がひどく、近隣から「つらい」という声を聞く。環境影響評価書案に対する区長意見(案)P2＜騒音・振動＞には、「影響が少ない」と記されている。これだけ大きな建替え工事を行うのに、本当に大丈夫なのか。また、期間としては、どのくらい続くのか。<br>○東京二十三区清掃一部事務組合 建設部計画推進課長<br>　騒音・振動について、解体工事の時が一番影響を与えるであろう。しかし、工事を行う際は、練馬・杉並清掃工場と同様に全体をテントで覆った中で解体工事を行い、周辺の居住者へは極力騒音・振動の影響を与えないようにする。<br>　今後は、解体工事、建設工事の前に、より詳細な説明会を開催するとともに、工事期間中は清掃一部事務組合の職員を建設現場に常駐させ、いつでも近隣住民からの要望等に対処できるようにする。進捗状況については、定期的な協議会や「建設だより」等で一定の範囲にお知らせしていく。<br>○委員<br>　先日、環境影響評価書案説明会に参加した際、同様の説明を受け、「基準はクリアしており、影響は少ない」と言っていた。しかし、一番の問題は、近隣に小学校があるということ。工事期間が 67 ヶ月、つまり約 6 年ということになる。入学から卒業までずっと工事の影響を受けることになる。<br>　説明会に参加した方から「自宅前のガス工事でも期間中とても苦痛だった」という話を聞いた。長い間この事業の影響を受ける人たちにとっては、やはり苦痛なのではないか。一つ一つの数字が基準をクリアしているから大丈夫といわれても複合的な影響はどうなのか。また、基準値を超えているものもあった。その影響をずっと受け続けていくのはいかがなものか。<br>○東京二十三区清掃一部事務組合 建設部計画推進課長<br>　予測評価について。東京都の環境影響評価条例の技術指針により、項目ごとに測定方法が決まっている。例えば、建替え工事中の騒音・振動は、建設機械が一番集中する期間に、全ての建設機械が稼働した場合の予測評価をしている。また、近くに小学校があることを十分に配慮し、建設機械を集中させないように工事を進めていく。工事期間中は騒音・振動計を設置し、工場の外側からその表示板を常に見られるようにする。もし、数値が基準を超えるようなことがあれば、作業方法を改めて検討していく。<br>　環境影響評価手続きについて。《環境影響評価書案（あらまし）》P4 の「3 施行計画（建替事業の工程）」に環境影響評価手続きが平成 25 年度から 35 年度まで続いていると思う。工事開始後やしゅん工後の結果が、我々の予測評価したとおりとなっているかどうかを事後調査するところまで手続きに入っている。<br>　仮に予測した結果と大きく異なり、環境に影響を及ぼす場合は、東京都環境局で是正 |

| | |
|---|---|
| 会議の結果<br>及び<br>主要な発言 | 措置がある。是正措置がない場合も事後調査の過程で環境保全の措置をさらに検討していく。<br>複合的な予測評価について。予測評価項目は 12 項目。評価の方法もそれぞれの項目ごとに指針に則り評価をしていく。そのため、複合的な予測評価は行っていない。工事中、苦情等があった場合は、常駐している職員が適宜対応していく。<br>○委員<br>土壌汚染について伺いたい。現在は、16 地点及び地下水 2 地点を調査し、基準値以下であったこと、更に、併せて既存工場の調査をしていくとのことだが、今後、既存工場の何カ所で測定調査を行うのか。また、その時期はいつか。万が一、基準値以上のものが出てきた場合、公表のタイミング、対策を教えていただきたい。<br>結果の公表は、目黒区及び住民へ速やかに情報提供してくれるのか。<br>○東京二十三区清掃一部事務組合　建設部計画推進課長<br>調査は事前に現況調査というかたちで、平成 25 年 10 月に実施した。その段階で地表や測定物質、水質の数値、また水質調査についても基準値以下という結果が出た。《環境影響評価書案(あらまし)：資料編》P31、32 に記載。すべての物質において基準値以下である。<br>解体工事の前に、建物の下を調査しなければならない。これは、環境確保条例や土壌汚染対策法で 3,000 ㎡以上の敷地内において土の改変を行うときは土壌汚染調査をすることになっているため。その結果、土壌汚染物質が検出された場合、二通りの方法がある。健康被害が生じる恐れのある場合(要措置区域)、土壌の改善を行う。健康被害が生じる恐れのない場合は、建物の下に封じ込め、安定化させるといった対策をとる。<br>調査する箇所については、今後、汚染の状況や度合いによって、10m ﾒｯｼｭか 30m ﾒｯｼｭかと区分して行っていく。また、結果の公表は、目黒区へ速やかに情報提供する。<br>○委員<br>2 つ伺いたいことがある。1 点目は、煙突から出てくる実際の総量が環境負荷として増えてしまわないか。<br>2 点目は、今度は発電量が増えるので、かなり効率は良くなるそうだが、計算してみたところ、7.4% が 15.2%になる。発電としては、基本的にかなり悪い。今後もっと良くなるような工夫をして欲しい。<br>○東京二十三区清掃一部事務組合　建設部計画推進課長<br>現在の工場のアセス値と比較した結果であるが、新工場は自己規制値が一段厳しくなっている。新工場のアセスは総量（定格値）で、硫黄酸化物と煤塵で約 59%減、窒素酸化物で約 22%減、塩化水素で約 50%減となる。<br>また、発電効率については、普通の発電所とは異なりごみを燃料として発電しているので、普通の発電所のような発電効率とはいかない。だが、今の工場よりも発電効率は良くなる。<br><br>○ 会長<br>だいたい質問も出たようなので、東京二十三区清掃一部事務組合の退席をお願いした |

| | |
|---|---|
| 会議の結果<br>及び<br>主要な発言 | い。<br>－ 東京二十三区清掃一部事務組合退席 －<br>○会長<br>それでは、環境影響評価書案に対する区長意見（案）の説明を事務局からお願いする。<br>○環境保全課長<br>（資料資料２７－１－１４、１５に基づき、説明を行った。）<br>○会長<br>事務局からの説明について、気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。<br>○委員<br>今回提出する区長意見（案）について、回答はいつ頃もらえるのか。<br>○環境保全課長<br>《環境影響評価書案（あらまし）》P1 の（参考）にある図に記されている、左から 5 番目（都民・関係区長の意見）を提出し、次の（評価書案に係る見解書）を東京二十三区清掃一部事務組合が作成する。来年に出る『環境影評価書』に今回の意見がどう組み込まれるのかは不明であるが、今後は、この意見に対する直接の回答はない。<br>○委員<br>大気汚染について伺いたい。区長意見（案）に「二酸化窒素（$NO_2$）については、環境基準との差がわずかであることから、十分注意して作業すること」とあるが、『環境影響評価書案』の P236 からデータがでている。<br>最初に清掃工場を建てる際から、反対運動があり、その時は「煙突の高さで焼却灰が周辺地域に降りかかることはない」と聞いていた。それが、『環境影響評価書案』P239 を見ると予測最大着地濃度地点が約 1㎞くらい。前回のときよりも範囲が狭くなっているのはなぜか。<br>○環境保全課長<br>環境影響評価書案についての質問は、東京二十三区清掃一部事務組合でないと回答することはできない。『環境影響評価書案の資料編』P123 に実験結果の図がある。これは、工場を中心に半径 6km、2,000 分の 1 の模型を作成し、風洞実験を行った。その結果から最大着地濃度地点が約 1km だと判断したのだと思われるが、はっきりしないので、区長意見案として意見を出している。<br>**８　その他**<br>○環境保全課長<br>次回の審議会は 10 月下旬～11 月上旬に開催を予定。<br>**９　閉　会**<br>○会長<br>以上で平成 27 年度第 1 回目黒区環境審議会を終了する。<br>以　　上 |